

交 規 第 1022 号

平成19年 8 月24日

埼玉県警察本部長

通行許可事務取扱要領の制定について（通達）

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第7号）の一部改正に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成19年9月1日から実施することとしたので、事務扱い上誤りのないようにされたい。

なお、通行許可等事務取扱要綱（平成11年埼例規第65号・交規）は、廃止する。

## 別添

### 通行許可事務取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第2項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第6条及び埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第3条の2に基づく警察署長（以下「署長」という。）による通行許可の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 老人訪問看護事業

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項に規定する老人訪問看護事業をいう。

##### (2) 指定訪問看護事業

健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業をいう。

##### (3) 在宅入浴サービス事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業の一環として行われる在宅入浴サービスの事業をいう。

##### (4) 高齢者ホームヘルプサービス事業

平成7年6月21日老計第94号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知「老人ホームヘルプサービス事業における24時間対応ヘルパー（巡回型）事業の実施について」に規定する市町村から委託された老人ホームヘルプサービス事業の一環として行われる24時間対応の巡回型ホームヘルパーの事業をいう。

##### (5) 指定居宅サービス事業

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業をいう。

##### (6) 居宅看護支援事業

介護保険法第46条第1項に規定する居宅介護支援事業をいう。

#### 第3 許可

## 1 細則第3条の2第3号の通行許可に係る事情の解釈

細則第3条の2第3号の通行許可に係る事情の「その他社会生活上やむを得ない理由があること」については、次に掲げるものとする。

- (1) 医師等の往診
- (2) 商品の搬出入
- (3) 保育園児等の送迎
- (4) 老人訪問看護事業
- (5) 指定訪問看護事業
- (6) 在宅入浴サービス事業
- (7) 高齢者ホームヘルプサービス事業
- (8) 指定居宅サービス事業
- (9) 居宅看護支援事業
- (10) 患者輸送車又は車いす移動車により、歩行困難者を輸送する場合
- (11) 歩行困難な傷病者等をその家族又はボランティアが輸送する場合
- (12) その他署長がやむを得ないと認める場合

## 2 許可の対象となる道路の区間

- (1) 令第6条第1号及び第2号の事情の場合

令第6条第1号又は第2号に規定する事情の場合は、終日規制が行われている通行禁止道路については許可し、時間規制が行われている通行禁止道路については必要やむを得ない場合に限って許可するものとする。

- (2) 令第6条第3号の事情の場合

令第6条第3号の事情（細則第3条の2各号の事情を含む。）の場合は、原則として、終日規制が行われている通行禁止道路のみ許可し、時間規制が行われている歩行者用道路の規制時間帯は許可しないものとする。

## 3 許可の対象となる区域

許可の対象区域は、5(1)により許可の申請を受理した警察署の管轄区域内の道路とする。ただし、申請者が当該道路（交通規制を含む。）の延伸上で他の警察署の管轄区域の道路までを申請してきた場合は、当該他の警察署の管轄区域の道路に対しても許可することができる。この場合において、当該申請を受理した署長は、当該他の警察署の署長と協

議の上許可するものとする。

#### 4 許可の有効期間

3年以内とする。ただし、前記1(4)から(10)までの事情による場合は6か月以内、公益上又は社会の慣習上やむを得ない一時的な事情による場合は必要な日数又は時間とする。

#### 5 許可申請時の事務要領

##### (1) 申請の受理

署長は、通行許可に係る申請に際して、次に掲げる書類の提出を受けたときは、これを受理するものとする。

ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可申請書（以下「通行許可申請書」という。）2通

イ 申請に係る車両の自動車検査証の写し1通

ウ 通行許可を申請する道路の略図（当該通行許可の事情に係る対象建物等の記載を含む。）1通

エ 通行許可の事情（前記1(4)から(9)までに係るものに限る。）を証明する書類1通

##### (2) 審査

署長は、前記(1)により受理した書類の内容を審査するとともに、必要により申請に係る道路を実地踏査し、当該申請が令第6条各号（細則第3条の3各号を含む。）のいずれかの事情に該当するものであると認めるときは、これを許可するものとする。

##### (3) 許可証の交付

署長は、前記(2)により当該申請を許可したときは、通行禁止道路通行許可証（通行禁止道路許可申請書の奥書部分）の条件欄に「当該区間を通行中は、許可証を掲出すること。」等必要な条件を記載して、当該書類の1通を交付するものとする。

#### 第4 許可事務の処理

##### 1 許可事務の処理期間

処理は、即日行うものとする。ただし、事業所等からの多数からなる一括申請については、受理した日から4日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く。）を超えないものとする。

##### 2 許可事務の管理

署長は、通行許可証交付簿（別記様式第1）及び通行許可証交付簿（大型通行許可）

(別記様式第2)を備え付け、許可証の交付状況を明らかにしておくものとする。

実施日

この通達は、平成19年9月1日から実施する。

実施日

この通達は、平成30年9月3日から実施する。



